

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

令和8年10月1日 社会医療法人健進会

社会医療法人健進会（以下「当法人」という。）は、すべての患者・利用者、地域住民に加え、当法人の採用選考等に応募される求職者、インターンシップ生、見学者等の皆様（以下「求職者等」という。）が、尊厳とプライバシーを保持され、安心・安全な環境のもとで選考や見学等に参加できるよう、セクシュアルハラスメントの防止および排除に向けた取り組みを徹底します。

第1条（目的）

本方針は、男女雇用機会均等法および関連する指針等に基づき、当法人における求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止し、もって求職者等の人権を守り、公正かつ安全な採用・受け入れ環境を確保することを目的とします。

第2条（対象者の範囲）

本方針の対象となる「求職者等」とは、以下の者をいいます。

- 当法人の職員採用選考（正職員、パート・アルバイト、契約職員等）に応募するすべての求職者
- 当法人を見学する学生、生徒、およびその引率者等
- インターンシップ、実習等で当法人を訪れる者
- その他、採用活動に関連して当法人施設を訪れるすべての者

第3条（セクシュアルハラスメントの定義および禁止事項）

当法人は、求職者等に対する以下の言動を一切禁止します。これらは、採用活動における優越的な地位や立場を利用した、またはそれに類する不適切な行為であり、求職者等の尊厳を傷つけるものです。

- 性的な冗談、からかい、不必要な身体的接触
- 性的な事実関係についての質問（交際相手、結婚・妊娠・出産に関する意向など）
- 性的な内容の情報の流布、わいせつな図画の掲示
- 食事やデートへの執拗な誘い、交際の強要
- 採用選考の可否や評価を盾にした、性的な要求や不適切な関係の強要
- その他、求職者等に不快感を与え、就職活動や参加意欲を著しく阻害する一切の言動

上記の徹底を図るため、以下のとおり取り扱います。

求職者と社員が接点を持つ際には、ハラスメントが起こることがないように次のルールを定めます。

- 求職者とのやりとりは法人の業務メールおよび業務端末を使用し、SNS および私用端末の使用は禁止とする。
- 求職者と 1 対 1 で面会するときは、法人施設、貸し会議室、学校構内や近辺のオープンスペース等、第三者の目がある環境で行う。
- 就職説明会、学校訪問、インターンシップ等の際に懇親会を実施する場合は、希望者のみが参加できるよう配慮し、原則として 1 対 1 の会食は禁止とする。

第 4 条（役職員の責務）

当法人のすべての役員、医師、看護師、医療技術職、事務職その他の職員（以下「役職員等」という。）は、採用活動や施設見学等のあらゆる場面において、求職者等の人権を尊重し、公正かつ誠実に対応しなければなりません。また、自らの言動が求職者等に与える影響に十分配慮し、ハラスメントの防止に努める義務を負います。

第 5 条（相談窓口の設置と対応体制）

1. 求職者等からのセクシュアルハラスメントに関する苦情・相談を受け付けるため、以下の相談窓口を設置します。

【相談窓口】事務局 総務課人事広報係

【連絡先】電話：0250-24-5311 ／ メール：jinji@niitsu-kenshinkai.com

2. 相談窓口の担当者は、相談者（求職者等）の人権およびプライバシーを厳守し、二次被害が生じないよう細心の注意を払って対応します。

3. 相談があった場合は、速やかに事実関係を確認し、必要な措置を講じます。

第 6 条（不利益取扱いの禁止）

当法人は、求職者等がセクシュアルハラスメントの相談を行ったこと、または事実関係の確認に協力したことを理由として、当該求職者等に対して採用選考上の不利益な取扱い（不採用、評価の引き下げ等）を行うことを一切禁止します。

第 7 条（処分および再発防止策）

1. 調査の結果、セクシュアルハラスメントの事実が確認された場合、当法人は行為者に対し、就業規則等に基づき厳正な処分（懲戒処分を含む。）を行います。
2. 当法人は、被害を受けた求職者等に対する救済措置を講じるとともに、研修の実施や規程の周知徹底など、再発防止に向けた必要な措置を講じます。

第 8 条（改廃）

本方針の制定および改廃は、理事長の承認を経て行います。

附則

本方針は、2026 年 10 月 1 日より施行する。